

令和6年6月

スマート農業技術活用促進法に基づく農研機構の研究開発設備等の供用業務追加に伴う中長期目標等の変更について

1. 変更の理由

令和6年6月14日に成立、同21日に公布した「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」（令和6年法律第63号・以下「スマート農業技術活用促進法」という。）では、スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画（開発供給実施計画）の認定制度が創設され、開発供給実施計画について農林水産大臣の認定を受けた事業者に対しては、金融、税制をはじめとする支援策が講じられることとなった。

その支援策の一つとして、農研機構は、研究開発設備等の供用業務及び専門家の派遣その他必要な協力の業務を行うことができることとされ、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成11年法律第192号）について、当該業務を法人の業務に追加する改正をしたところである。

これを受け、農研機構において当該業務が適切に行われるよう、農研機構の中長期目標等を変更する。

2. 中長期目標等の変更の概要

農研機構の中長期目標のうち、第3の1（2）「農業界・産業界との連携と社会実装」において、スマート農業技術活用促進法に基づき、農研機構が保有する研究開発設備等の事業者による利用等を推進する旨追記する（別紙1）。

なお、法人における当該項目に係る取組状況については、法人評価において評価を行うこととする（評価軸案は別紙2）。

3. スケジュール

6月24日	国立研究開発法人審議会
6月28日	農林水産技術会議
7月25日	独立行政法人評価制度委員会
8月中目途	中長期目標の変更、農研機構への指示
9月中目途	中長期計画の変更認可

スマート農業技術活用促進法※の概要

※農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律

農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性の向上を図るため、

- ①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画（**生産方式革新実施計画**）
②スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画（**開発供給実施計画**）
の認定制度の創設等の措置を講ずる。

農林水産大臣（基本方針の策定・公表）

【法第6条】

（生産方式革新事業活動や開発供給事業の促進の意義及び目標、その実施に関する基本的な事項 等）

↑ 申請

↓ 認定

- ①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う
農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画
（生産方式革新実施計画） 【法第7条～第12条】

【生産方式革新事業活動の内容】

- ・スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入
をセットで相当規模※1で行い、農業の生産性を相当程度向上さ
せる事業活動 ※1 原則、複数農業者が共同した産地単位での取組を想定

【申請者】

- ・生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等
(農業者又はその組織する団体)

〔スマート農業技術活用サービス事業者や食品等事業者が行う生産方式
革新事業活動の促進に資する措置を計画に含め支援を受けることが可能〕

【支援措置】

- ・日本政策金融公庫の長期低利融資
・行政手続の簡素化（ローン等の飛行許可・承認等）など

↑ 申請

↓ 認定

- ②スマート農業技術等の開発
及びその成果の普及に関する計画
（開発供給実施計画） 【法第13条～第19条】

【開発供給事業の内容】

- ・農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等
※2の開発及び当該スマート農業技術等を活用した農業機械等又
はスマート農業技術活用サービスの供給を一体的に行う事業

※2 スマート農業技術その他の生産方式革新事業活動に資する先端的な技術

【申請者】

- ・開発供給事業を行おうとする者
(農機メーカー、サービス事業者、大学、公設試等)

【支援措置】

- ・日本政策金融公庫の長期低利融資
・農研機構の研究開発設備等の供用等
・行政手続の簡素化（ローン等の飛行許可・承認）など

【税制特例】①の計画に記載された設備投資に係る法人税・所得税の特例（特別償却）、②の計画に記載された会社の設立等に伴う登記に係る登録免許税の軽減

(参考)

◆農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号・抜粋）

第13条

開発供給事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、開発供給事業の実施に関する計画（以下「開発供給実施計画」という。）を作成し、農林水産大臣の認定を申請することができる。この場合において、開発供給事業を行おうとする者が共同して開発供給実施計画を作成したときは、農林水産省令で定めるところにより、代表者を定め、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

第17条

研究機構は、研究開発設備等を認定開発供給事業者の利用（当該認定開発供給事業者が行う認定開発供給事業に関するものに限る。）に供する業務を行うことができる。

2 研究機構は、認定開発供給事業者の依頼に応じて、前項に規定する業務の実施に関し専門家の派遣その他必要な協力の業務を行うことができる。

◆国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成11年法律第192号・抜粋）

(業務の範囲)

第14条

1～3 (略)

4 研究機構は、前3項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号）第17条に規定する業務並びに林木の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うことができる。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 中長期目標 新旧対照表（案）

第5期中長期目標（変更案）	第5期中長期目標（現行）
<p>第1～2（略）</p> <p>第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 研究開発マネジメント</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 農業界・産業界との連携と社会実装</p> <p>民間企業や公設試験研究機関（以下「公設試」という。）など外部機関との連携を強化し、オープンイノベーションの活性化を図り、ニーズに基づいた研究開発から成果の社会実装までを農業界・産業界と一体となって切れ目なく推進することが重要となる。</p> <p>第5期は、これまで進めてきたオープンイノベーションや研究開発成果の社会実装に向けた取組を強化し、研究開発から社会実装までを戦略的に実施するため、農業界・産業界と一体的となった連携を推進する。その際には、特に、農研機構発ベンチャー支援のための体制の整備及び民間資金・資源の活用を図る。</p> <p>また、地域農業研究センターを核として、民間企業や地方自治体（公設試を含む。）、大学等と連携し、研究開発成果を地域の農業界・産業界の隅々まで浸透させるため、その社会実装に向けた取組を推進し、地方創生の実現に貢献する。</p>	<p>第1～2（略）</p> <p>第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 研究開発マネジメント</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 農業界・産業界との連携と社会実装</p> <p>民間企業や公設試験研究機関（以下「公設試」という。）など外部機関との連携を強化し、オープンイノベーションの活性化を図り、ニーズに基づいた研究開発から成果の社会実装までを農業界・産業界と一体となって切れ目なく推進することが重要となる。</p> <p>第5期は、これまで進めてきたオープンイノベーションや研究開発成果の社会実装に向けた取組を強化し、研究開発から社会実装までを戦略的に実施するため、農業界・産業界と一体的となった連携を推進する。その際には、特に、農研機構発ベンチャー支援のための体制の整備及び民間資金・資源の活用を図る。</p> <p>また、地域農業研究センターを核として、民間企業や地方自治体（公設試を含む。）、大学等と連携し、研究開発成果を地域の農業界・産業界の隅々まで浸透させるため、その社会実装に向けた取組を推進し、地方創生の実現に貢献する。</p>

さらに、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号）に基づき、農研機構が保有する研究開発設備等の事業者による利用等を推進する。

(3)～(6) (略)

2～6 (略)

第4～第6 (略)

(3)～(6) (略)

2～6 (略)

第4～第6 (略)

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 評価軸・評価の視点等（案）

中長期目標	評価軸・評価の視点	評価指標等
<p>第1～2（略）</p> <p>第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 研究開発マネジメント</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 農業界・産業界との連携と社会実装</p> <p>民間企業や公設試験研究機関(以下「公設試」という。)など外部機関との連携を強化し、オープンイノベーションの活性化を図り、ニーズに基づいた研究開発から成果の社会実装までを農業界・産業界と一体となって切れ目なく推進することが重要となる。</p> <p>第5期は、これまで進めてきたオープンイノベーションや研究開発成果の社会実装に向けた取組を強化し、研究開発から社会実装までを戦略的に実施するため、農業界・産業界と一体的となった連携を推進する。その際には、特に、農研機構発ベンチャー支援のための体制の整備及び民間資金・資源の活用を図る。</p>	<p>○研究開発から成果の社会実装まで、農業界・産業界と一体となって取り組む体制が構築・運用されているか。</p> <p>○農研機構発ベンチャーを支援する体制が構築・運用されているか。</p>	<p>＜評価指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府省、研究分野、業種等の枠を超えた共同研究や、事業者等と連携を推進するためのマネジメントが行われているか。 ・研究開発成果を生産現場や実需者等のユーザーに技術移転する仕組みが強化されているか。 <p>＜モニタリング指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業界・産業界と連携した研究等の取組状況（共同研究数等） ・資金提供型共同研究件数、民間企業等からの資金獲得額 ・技術相談件数 ・標準作業手順書（SOP）の作成数 <p>＜評価指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベンチャー支援体制の整備と支援が推進されているか。

中長期目標	評価軸・評価の視点	評価指標等
<p>また、地域農業研究センターを核として、民間企業や地方自治体（公設試験場を含む。）、大学等と連携し、研究開発成果を地域の農業界・産業界の隅々まで浸透させるため、その社会実装に向けた取組を推進し、地方創生の実現に貢献する。</p> <p><u>さらに、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号）に基づき、農研機構が保有する研究開発設備等の事業者による利用等を推進する。</u></p> <p>(3)～(6)(略) 2～6(略) 第4～第6(略)</p>	<p>○地方自治体や大学、他の国立研究開発法人等との連携により、地方創生の実現に向けた成果の社会実装の取組が行われているか。</p> <p>(案)</p> <p>○農研機構が保有する研究開発設備等の事業者による利用等を推進するための取組が行われているか。</p>	<p><評価指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果の社会実装によって、当該地域の持続的な発展に繋がる実績が生み出されているか。 <p><モニタリング指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域連携会議の開催数 <p>(案)</p> <p><評価指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農研機構が保有する研究開発設備等の事業者による利用に供する仕組みが構築されているか。 <p><モニタリング指標></p> <p>※ 設定せず</p>